

漁業生産資材の価格推移

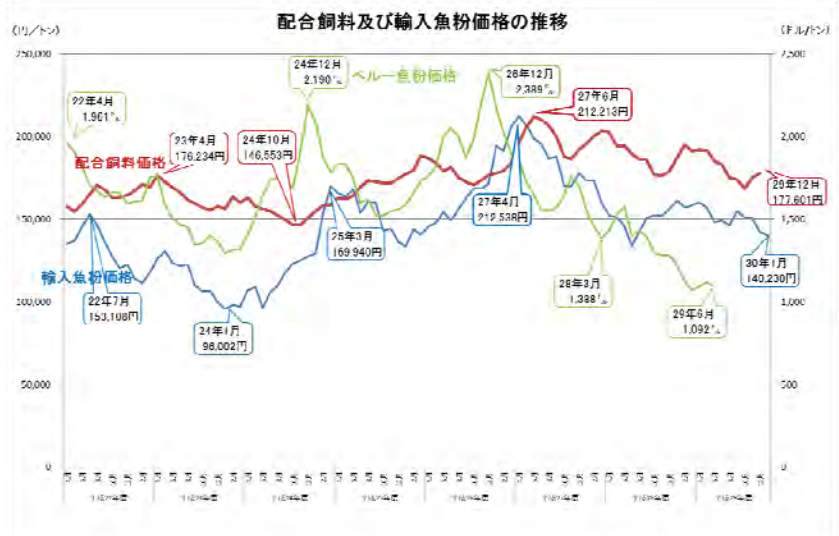
- 漁業生産資材は近年は総じてやや上昇傾向にある。
- 飼料価格は、主として輸入魚粉価格の変動の影響を大きく受けている。

○漁業生産資材の価格指数の推移 (H22年を100として指数化)

	国内企業 物価指数	漁網	漁船*
H20	105.7	94.4	75
H21	100.1	98.6	100
H22	100.0	100.0	100
H23	101.5	100.0	69
H24	100.6	103.3	93
H25	101.9	104.4	91
H26	105.1	106.6	91
H27	103.6	110.1	113

資料：日本銀行「物価指数年報」。
漁船は国土交通省「造船造船統計調査月報」
より水産庁作成。
*：漁船は100～500トンの区分。

○配合飼料、魚粉価格の推移

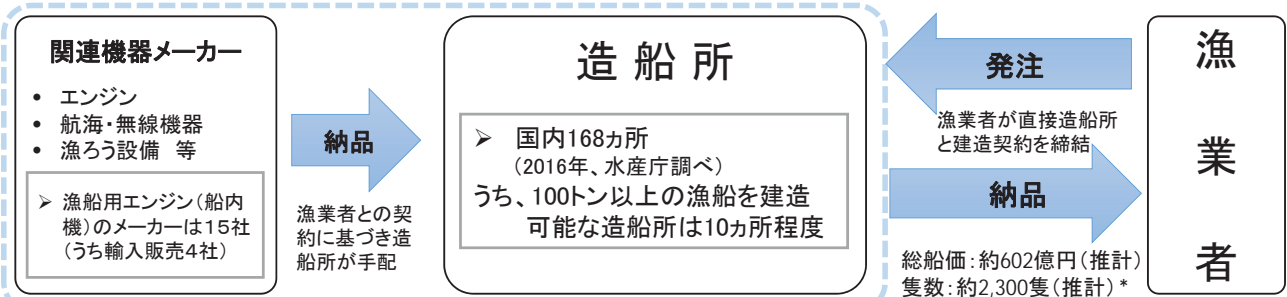


資料：輸入魚粉価格は、財務省貿易統計。
ペルー魚粉価格は、IMF Primary Commodity Prices。
配合飼料価格は、(一社)日本養魚飼料協会調べ(～25年6月)、水産庁調べ(25年7月～)。

生産資材（漁船・漁網）の製造・流通構造

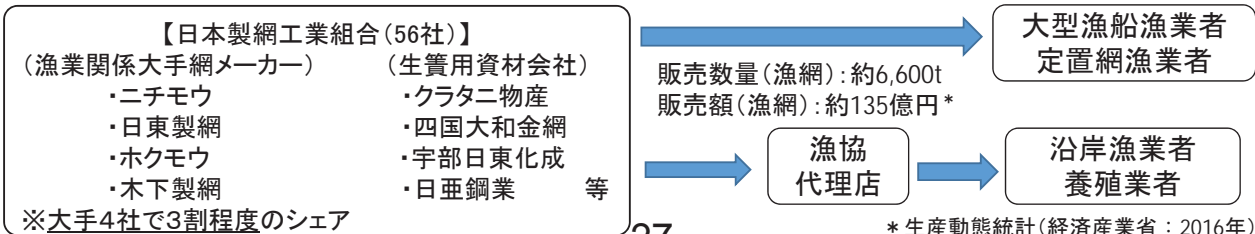
- 漁船は、漁業者が造船所に直接発注。各漁業者の操業実態や意向を反映するため、オーダーメイドで建造されるのが一般的。2016年の新規建造漁船の総額は約600億円(推計)。
漁船の建造が可能な国内の造船所は168カ所。新規建造隻数の減少に伴い、漁船を建造する造船所も減少し、100トン以上の漁船の建造を行う造船所は10カ所程度。
- まき網、底びき等の漁船漁業や大型定置漁業では、漁業者が漁網メーカーに特注し、直接取引。養殖用漁網等は、ブリなどの養殖魚種は一般に養殖業者が漁協・代理店を介してメーカーに発注。2016年の漁網の販売額は約135億円。

○漁船建造の構造



* 船齢1年未満の漁船について、保険価額を基に推定
(日本漁船保険組合からの聞き取り(2016年))

○漁具・漁網製造・販売の構造

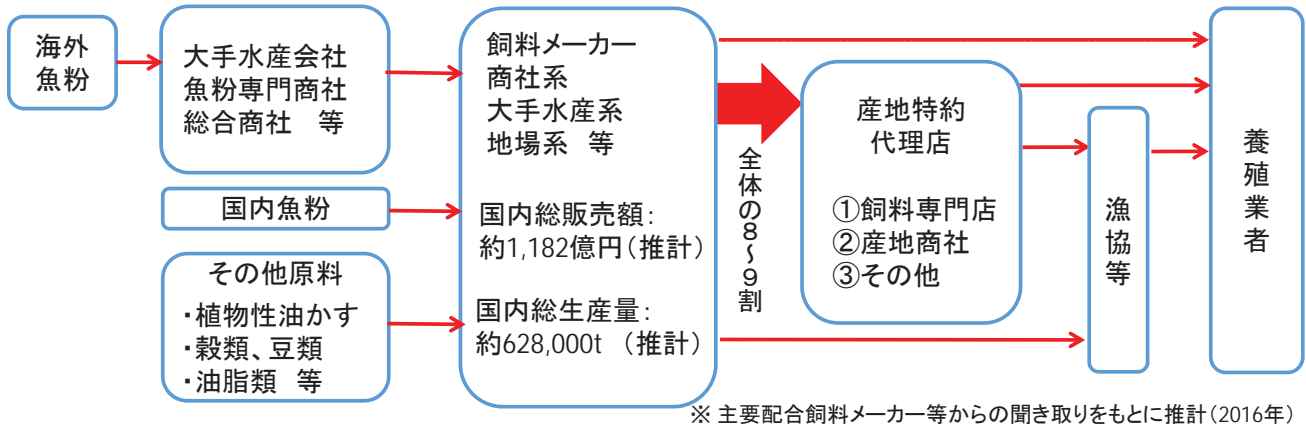


* 生産動態統計(経済産業省：2016年)

生産資材（飼料）の流通構造

- 飼料の主原料である輸入魚粉は飼料メーカーが大手水産会社や商社等を通じて調達。
- 配合飼料の主な流通は、飼料メーカーから①代理店、②漁協等を経由して、又は③直接、養殖業者に販売する3通りで、このうち代理店を経由した流通が全体の8～9割を占める。
- 飼料の価格のうち原料コストが75%を占める。2016年の国内総販売額は約1,180億円(推計)。

○養殖用配合飼料の流通構造



26

漁業生産資材価格の国際比較と今後の対応の方向性

- 各国の資材価格について十分な統計データがないため、資材価格の国際比較は困難であるが、海外での聞き取り調査等によれば、漁船・漁網ともに、一部(中国製等)を除き、日本と海外において大きな価格差はない模様。
- 我が国において海外製の資材の活用によりコスト低減を実現できるかどうかについては、漁業生産資材の供給の状況や海外製品の品質・価格等について更に調査・検討が必要。

【参考】各国のまき網漁船価格*1

国名	漁船価格
日本	約16億2千万円(100~199ト)
韓国	約10億円
台湾	約1億8千万円～18億5千万円
スペイン	約1億5千万円～39億円
フランス	約1億6千万円
中国	約3千60万円

- * 1: 日本の漁船価格は船齢1年未満の漁船について、保険価額(装備品価格を含む。)を基に推定(日本漁船保険組合からの聞き取り(2016年))
- * 2: 海外の漁船価格は在外公館員による業界団体への聞き取り等による。
なお、聞き取り等を行ったまき網漁船は24m以上74m以下の大きさであり、我が国で使用されているまき網漁船(65トン～760トン)に相当するものである(漁船価格に装備品の価格が含まれているかは不明)。

【参考】日本及び韓国の漁網製造・販売構造

	日本*1	韓国*2
価格	・大中型まき網: 数千万～1.5億円 ・沖合底びき網: 2～3千万円 ・大型定置: 2～4億円	・大型まき網: 約8千万円 ・刺し網(中国製): 1万円程度
業界構造	・まき網、底びき等の漁船漁業や大型定置漁業では、漁業者が漁網メーカーに特注し、直接取引。	・沿岸・近海漁業の多くは、個人でメーカーから直接購入。 ・大型まき網も、国内メーカーから直接購入。

- * 1: 水産庁調べ。
* 2: 在外公館員による業界団体等への聞き取り等による。

(参考) 水産基本計画 (平成29年4月)

- 平成29年4月に決定した水産基本計画においては、水産物の流通において効率的なシステムを構築するため、市場の統廃合及び新技術・新物流体制の導入を含む流通機構の改革が進むよう、検討を進めること等が盛り込まれたところ。

(産地卸売市場の改革と生産者・消費者への利益の還元)

- 水産資源の有効利用を図りつつ、消費者ニーズ等に応じた水産物を供給するためには、漁業者、水産加工業者、流通業者等の関係事業者が、創意工夫を発揮しつつ、自ら又は相互に連携し、漁獲物の品質管理、低・未利用魚の有効活用、新たな商品開発や販路開拓等に取り組む必要がある。そのためにも、水産加工業等の役割は重要であり、HACCPや最新の冷凍技術等による品質・衛生管理体制の強化、省力化等の新たな技術・生産体制の導入等を進めるとともに、漁業生産の安定・拡大、冷凍・冷蔵施設の整備、水揚げ集中時の調整保管による供給平準化等により、漁業と連携した原料確保を図る。
- 水産物の流通については、IT等の他産業の新たな技術や最新の冷凍技術も活用しつつ、従来の多段階流通の有用性を生かしながら、非効率な部分を解消し、最も高い価値を認める需要者に商品が効率的に届くシステムを構築する。このため、既存の流通機構の枠を超えて消費者や需要者のニーズに直接応える形で水産物を提供する様々な取組が広がっていることを踏まえ、このような多様な流通ルート¹の構築による取引の選択肢の拡大等を促す。この観点から、市場の統廃合、買受人の拡大及び新技術・新物流体制の導入を含む流通機構の改革が進むよう、国として、水産物の取引や物流の在り方を総合的に検討して、方向性を示すこととする。さらに、水産物の輸出促進にも資する観点から、トレーサビリティの導入に向けたガイドラインを策定し、その普及に努める。

(我が国水産物の輸出促進施策の展開)

- 「未来への投資を実現する経済対策」(平成28年8月2日閣議決定)において、農林水産物・食品輸出額について平成31年に1兆円を達成することとされている。水産物についても3,500億円目標の達成に向け、「農林水産業の輸出強化戦略」に基づき、一層の輸出拡大に取り組む。

28

(参考) 水産政策の改革の方向性

水産政策の改革については、水産基本計画を踏まえ、昨年12月に改定された「農林水産業・地域の活力創造プラン」において、「水産政策の改革の方向性」が位置付けられたところ。

水産政策の改革の方向性(平成29年12月)

水産物の流通構造

- 世界の水産物需要が高まる中で、我が国漁業の成長産業化を図るには、輸出を視野に入れて、品質面・コスト面等で競争力ある流通構造の確立が必要である。
- 品質・衛生管理の強化、情報通信技術等の活用、産地市場の統合・重点化、新たな販路の拡大、トレーサビリティの充実などの流通改革を進める。

29

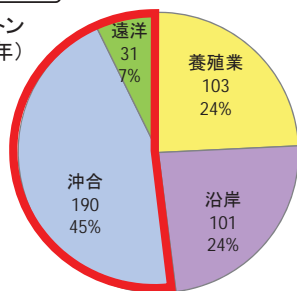
遠洋・沖合漁業の現状

日本の漁業における遠洋・沖合漁業の位置づけ

- 遠洋・沖合漁業は、沿岸漁業に比べて漁船や経営体数は少ないものの、日本の漁業生産量の5割以上を占めており、日本の水産物の安定供給に寄与。また、漁業生産額においても、約4割を占めている。

生産量

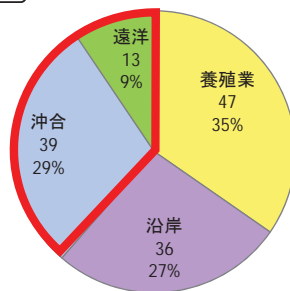
425万トン
(2016年)



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

生産額

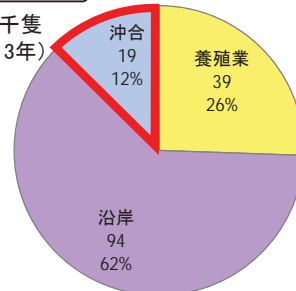
135百億円
(2013年)



資料：農林水産省「漁業生産額」(総額)
注：内訳の金額は、農林水産省「漁業センサス2013」の漁業種類別販売金額を基に推計

漁船数

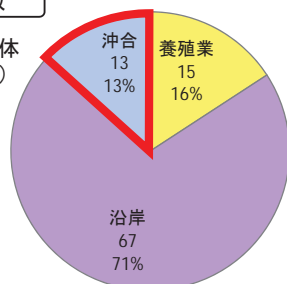
153千隻
(2013年)



資料：農林水産省「漁業センサス2013」
注：「遠洋」は288隻(0.2%)

経営体数

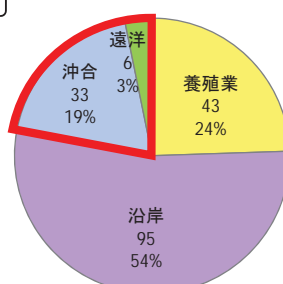
95千経営体
(2013年)



資料：農林水産省「漁業センサス2013」
注：「遠洋」は101経営体(0.1%)

漁業従事者数

178千人
(2013年)



資料：農林水産省「漁業センサス2013」
注：「漁業従事者数」は、2013年11月1日時点の海上作業従事者数

- 注1：内水面漁業・養殖業を除く。
注2：「遠洋漁業」には、遠洋底びき網、以西底びき網、大中型まき網(1そうまき遠洋かつお・まぐろ)、まぐろはえ縄(遠洋)、かつお一本釣り(遠洋)、いか釣(遠洋)が含まれる。
注3：「沖合漁業」には、沖合底びき網、小型底びき網、大中型まき網(1そうまき遠洋かつお・まぐろを除く)、中・小型まき網、さけ・ます流し網、かじき等流し網、さんま棒受網、まぐろはえ縄(近海、沿岸)、かつお一本釣り(近海、沿岸)、いか釣(近海、沿岸)が含まれる。
注4：「沿岸漁業」には、船びき網、その他の刺網、定置網、その他の網、その他のはえ縄、ひき縄釣、その他の釣、採貝・採藻、その他の漁業が含まれる。

漁業種類別の漁業生産力

- 漁業種類ごとに見ると、沖合底びき網、大中型まき網等は、生産量が多く、経営体や漁船数は少ないため、1経営体当たり・1隻当たりの生産量が多い。
- 他の漁業種類は、経営体数や漁船数が非常に多く、総じて生産性が低い。

	漁業種類名	概要	主な魚種 (下線はTAC魚種)	生産量 (百トン)	経営体数 (経営体)	漁業者数 (人)	漁船数 (隻)	1経営体当たり 生産量 (トン/経営体)	1漁業従事者 当たり生産量 (トン/人)	漁船1隻当たり 生産量 (トン/隻)
	日本の 漁業全体			43,593		160,020	152,998	46.6	27.2	28.7
沖合	沖合底びき網 【大臣許可】	周辺水域で底びき網 を使用して行う漁業 (15t以上)	スケソウダラ、ホッケ、 カレイ、スワイクニ等	2,125	228	2,480	314	932.0	85.7	676.8
	大中型まき網 【大臣許可】	周辺水域等でまき網 を使用して行う漁業 (40t以上)	サバ、イワシ、アジ、 スルメイカ、カツオ、マ グロ等	8,702	69	3,900	377	12,611.6	223.1	2,308.2
沿岸・ 地先沖合	中型まき網等 【知事許可】	沿岸水域でまき網を を使用して行う漁業(5t 以上40t未満)等	サバ、イワシ、アジ 等	4,610	375	4,311	1,734	1,229.3	106.9	265.9
	小型底びき網 【知事許可】	沿岸水域で底びき網 を使用して行う漁業 (15t未満)		3,016	7,438	12,493	10,285	40.5	24.1	29.3
	刺網 【知事許可】	刺し網(かじき等流し 網等以外)を使用し て行う漁業		1,191	12,738	17,002	18,211	9.3	7.0	6.5
	大型定置網 【漁業権】	沿岸水域で定置網 を使用して行う漁業 (設置水深27m以上)	イワシ、サバ、アジ、 ブリ、マグロ等	2,117	431	6,258	2,185	491.2	33.8	96.9

資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」(生産量(2016年))、「漁業就業動向調査」(漁業者数(日本の漁業全体、2016年))
「漁業センサス2013」(経営体数、漁業者数(日本の漁業全体以外)、漁船数)

注：「漁業者数」のうち、日本の漁業全体以外の値については、2013年11月1日現在の海上作業従事者数であり、経営体数より少ない場合がある。

2

漁業生産力の国際比較

- 国際的に見ると、日本の漁業者1人当たり・漁船1隻当たりの生産量は、アイスランド、ノルウェー、ニュージーランドより著しく少ない。

国名	漁業者数 (千人)	漁船数 (隻)	漁業生産量 (千トン)	漁業者1人当たり生産量 (トン/人)	漁船1隻当たり生産量 (トン/隻)
アイスランド	6	822	1,104	225.2	791.7
ノルウェー	18	5,939	3,788	214.5	637.9
スペイン	33	9,895	1,346	40.6	136.0
イタリア	27	12,675	331	12.3	26.1
ニュージーランド	2	1,367	553	258.5	404.2
米国	281	75,695	5,406	19.2	71.4
日本	173	152,998	4,765	27.5	31.1
韓国	109	71,287	3,313	30.3	46.5
中国	14,161	1,065,319	76,149	5.4	71.5

資料：農林水産省「漁業センサス2013」(漁船(日本、2013年))、「漁業就業動向調査」(漁業者数(日本、2014年))、「漁業・養殖業生産統計」(生産量(日本、2014年))、FAO「The State of World Fisheries and Aquaculture 2016」(漁業者数(中国))、中国農業部漁業局「中国漁業年鑑」(漁船(中国))、OECD「OECD Review of Fisheries: Country Statistics 2015」(漁船、漁業者数(上記以外))及びFAO「Fishstat (Capture Production)」(生産量(日本以外、2014年))

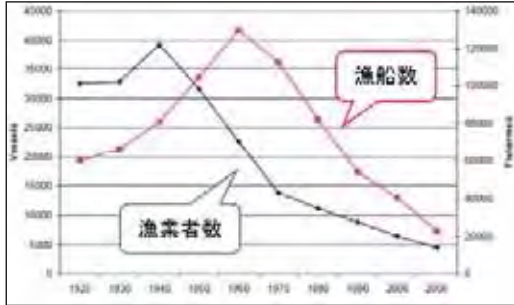
注：日本以外の国の漁業者数及び漁船数について、アイスランドは2012年、ニュージーランド及び韓国は2013年、ノルウェー、スペイン、イタリア、米国及び中国は2014年

3

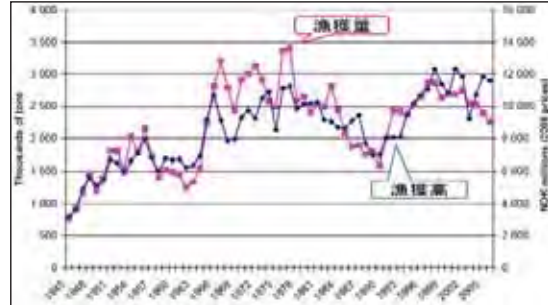
ノルウェーの漁業の状況

- 1980年代から減船の実施やその後導入されたIVQ方式を通じて漁船数・漁業者数を削減した結果、歴史的に見て漁船数・漁業者数とも大きく減少。
- 一方、漁船は更新時に大型化、高出力化が図られてきた。
- こうした背景のもとで、漁獲量・漁獲高は1980年代にいったん減少した後、1990年代から回復基調。
- また、ノルウェーの漁船は、大型化・高性能機器の導入等による操業の効率化や居住環境の改善が図られてきた。

漁船数・漁業者数の推移

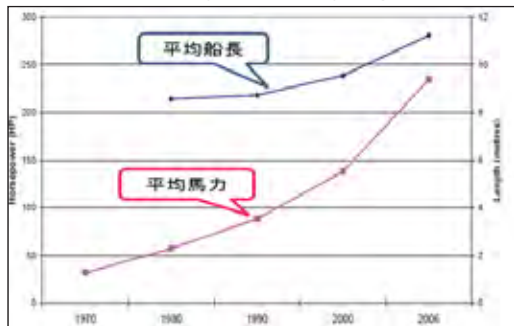


漁獲量と漁獲高の推移



出典：ノルウェー漁業省

漁船の平均漁船長と平均馬力

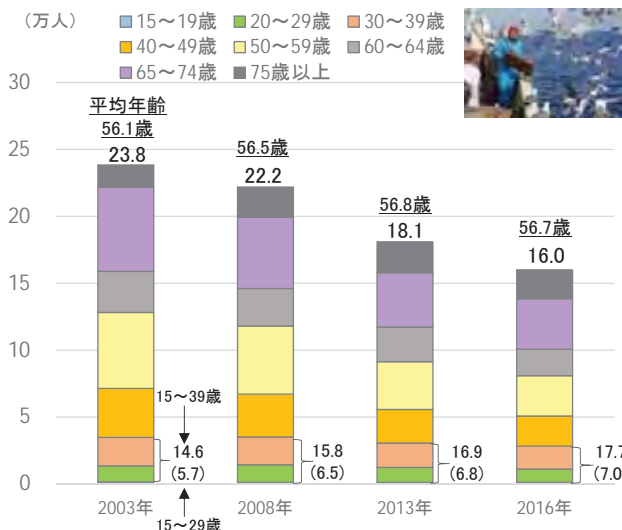


4

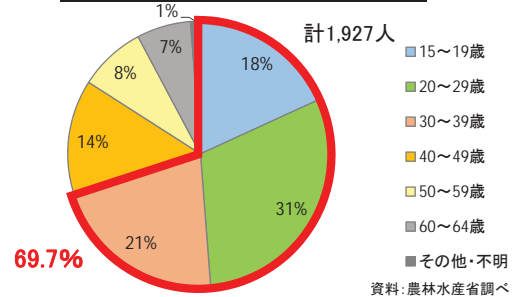
(参考) 日本の漁業者数・年齢構成の推移

- 漁業就業者数は減少傾向にあり、2016年は16.0万人。平均年齢は56.7歳。
- 近年、毎年2千人程度(2016年：1,927人)が新規就業しており、29歳以下が約5割、39歳以下が約7割を占める。
- 新規就業者のうち約6割が雇われであり、経営体のうち法人の割合が高い大型定置網、まき網ではほとんどが雇われ。

漁業就業者の推移



新規就業者の年齢構成(2016年)



新規就業者が就業した主な漁業種類(2013年)

	合計	個人経営体の 自営のみ	雇われ	経営体のうち 法人の割合
大型定置網 (沿岸・地先沖合)	132	4	128	60.1
船びき網 (沿岸・地先沖合)	111	26	85	7.6
小型底びき網 (沿岸・地先沖合)	104	43	61	0.9
その他の漁業 (沿岸・地先沖合)	98	70	28	0.9
その他の釣 (沿岸・地先沖合)	96	89	7	0.3
中・小型まき網 (沿岸・地先沖合)	95	1	94	37.1
採貝・採藻 (沿岸・地先沖合)	95	84	11	0.3
その他の刺網 (沿岸・地先沖合)	87	65	22	0.6
大中型まき網 (沖合)	82	0	82	92.8
全新規就業者数	1,649	615	1,034	

資料：農林水産省「漁業センサス」(2003、2008、2013年)、「漁業就業動向調査」(2016年)
 注1：2008年(平成20年)センサスでは、雇い主である漁業経営体の側から調査を行ったため、これまでは含まれなかった非沿海市町村に居住している者を含んでおり、2003年(平成15年)センサスとは連続しない。
 注2：平均年齢は、漁業就業動向調査より各階層の中央値を用いた推計値(75歳以上の場合は「80」を使用)。

資料：農林水産省「漁業センサス2013」
 注1：「新規就業者」は過去1年間に漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事した者(個人経営体の自営のみの場合、前述のうち海上作業に30日以上従事した者)
 注2：「法人」とは、会社、漁業協同組合、漁業生産組合。

5

生産性向上等に向けた取組

- 遠洋・沖合漁業の生産性向上や意欲ある若者の就業の更なる促進に向け、現行の漁業許可制度の下での漁船の大型化による操業の効率化や安全性の向上、居住環境の改善等を図る取組が行われている。

操業の効率化

○ 遠洋かつお一本釣り漁船(静岡県)

実施主体: 日本かつお・まぐろ漁業協同組合

概要:

- ・ 燃油価格の高止まり、魚価の低迷、かつおの不漁等を契機として、平成27年から取組を開始。
- ・ もうかる漁業創設支援事業を活用し、漁獲能力を向上させない前提の下で、漁船総トン数を499トンから599トンに増加。
- ・ 省エネ設備の導入や魚倉容積・燃油積込量の増大により長期航海が可能になり、操業が効率化。また、機械室を拡大したことにより、作業スペースが増大し、これに伴いメンテナンス作業が低減。



機能・安全性の向上

○ 沖合底びき網漁船(宮城県)

実施主体: 宮城県沖合底びき網漁業協同組合

概要:

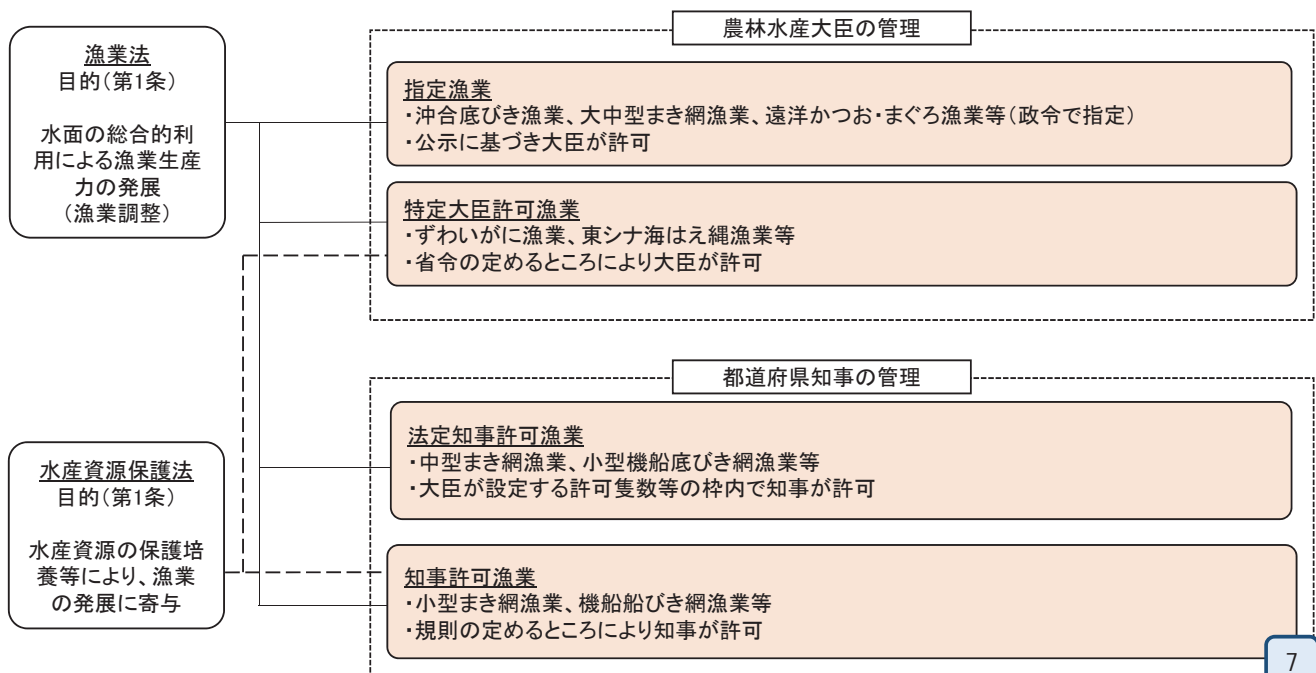
- ・ 東日本大震災を契機として、平成29年から取組を開始。
- ・ がんばる漁業復興支援事業を活用し、漁獲能力を向上させない前提の下で、漁船総トン数を75トンから105トンに増加。
- ・ 冷海水装置、海水滅菌装置を設置したことにより、漁獲物の鮮度保持機能が向上。また、船体の大型化により復原性が向上し、波除板の設置により甲板作業時の安全性を確保。



6

漁業許可制度の体系

- 漁業許可制度は、漁業法等に基づき、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整等のため、特定の漁業を営むに当たって、農林水産大臣又は都道府県知事の許可を受けなければ、当該漁業を営んでならない制度。



7

指定漁業の規制目的

- 指定漁業とは、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整のため、政府間の取決め、漁場の位置などにより国が統一して漁業者や使用する船舶について制限を行うことが適当な漁業(政令で13漁業種類を指定)。
- 農林水産大臣は、事前に漁業毎に、漁船の総トン数とトン数別の隻数を定めて公示し、船舶毎に許可。これは総トン数で総漁獲量をコントロールすることを目的として行われている。
- こうした制度の下では、許可されれば漁獲量を大きくしようとする意図が働くことに加え、漁業機器の性能向上等により、資源管理の効果には限界がある。

<指定漁業の種類>

- ① 沖合底びき網漁業 (15~170トン)
- ② 以西底びき網漁業 (160~170トン)
- ③ 遠洋底びき網漁業 (280~600トン)
- ④ 大中型まき網漁業 (15~770トン)
- ⑤ 大型捕鯨業
- ⑥ 小型捕鯨業
- ⑦ 母船式捕鯨業
- ⑧ 遠洋かつお・まぐろ漁業 (120~600トン)
- ⑨ 近海かつお・まぐろ漁業 (10~120トン)
- ⑩ 中型さけ・ます流し網漁業 (80~200トン)
- ⑪ 北太平洋さんま漁業 (10~200トン)
- ⑫ 日本海べにずわいがに漁業 (70~160トン)
- ⑬ いか釣り漁業 (80~440トン)

注1: 括弧内は実操業船のトン数規模

注2: ①、②、④、⑧、⑨については、トン数階層を細分化

<指定漁業の性格>

指定漁業においては、漁船の漁獲能力の大きさを反映させるものとして船舶の総トン数ととらえ、全体の総トン数と総トン数別の隻数との関連で許可制を運用するという考え方(漁船の大きさは、魚倉容積、積載漁具、曳網能力を反映)。



投入量規制(インプットコントロール)

8

トン数規制以外のインプット・コントロール

- 沿岸漁業や他の指定漁業等との調整の観点から、総トン数だけでなく、操業区域や漁獲対象等について詳細な規制が行われており、さらに、民間の申合せ等も行われている。
- こうした様々な規制は、効率的な操業の実現を妨げている側面があるが、一方でトン数規制と相まって、資源管理の実効性を高めているものもある。

<指定漁業の規制事項>

■ 許認可の公示

漁業の方法、船舶の総トン数、総トン数別の隻数、操業区域

■ 許可の制限条件

操業区域、操業期間、漁業の方法 等

■ 指定省令

体長制限、操業区域・期間、漁具・漁法、漁獲物の陸揚港・転載 等

■ 協定、団体間の申し合わせ等

局地的な操業区域、操業期間、操業時間(昼間禁止)、投網回数、魚倉容積、一斉休漁日 等

<大中型まき網漁業の規制事例>



沿岸域においては、小型漁船による知事許可漁業や漁業権漁業が操業

← 漁業調整の観点からの規制措置

東方海域においては、近海かつお・まぐろ漁業等の他の遠洋・沖合漁業が操業

指定漁業以外の漁業許可

- 漁業許可制度においては、漁業種類や操業水域等の実情に応じて、国と都道府県知事が分担、協力して漁業調整を行っており、指定漁業以外にも農林水産大臣、都道府県知事により総トン数等が管理されている漁業がある。

○特定大臣許可漁業

指定漁業の要件を満たさないまでも、水産動植物の保護培養及び漁業調整のために国が統一的規制を行う漁業として、毎年、船舶ごとに農林水産大臣の許可を受けなければ営めない漁業

- | | |
|----------------------------|--------------------------|
| ① ずわいがに漁業 (10～120トン) | ④ 大西洋等はえ縄等漁業 (230～500トン) |
| ② 東シナ海等かじき流し網漁業 (10～200トン) | ⑤ 太平洋底刺し網等漁業 (19～500トン) |
| ③ 東シナ海はえ縄漁業 (10～20トン) | ⑥ かじき等流し網漁業 (20～200トン) |

* 括弧内は実操業船のトン数規模

○法定知事許可漁業

指定漁業等の他に、資源の保護上あるいは県間をまたがる漁業調整の観点から、漁業法において、都道府県知事の許可を受けなければ営めない漁業

- | | |
|-------------------------|-------------------------------|
| ① 中型まき網漁業 (5トン以上40トン未満) | ③ 瀬戸内海機船船びき網漁業 ((5トン以上40トン未満) |
| ② 小型機船底びき網漁業 (15トン未満) | ④ 小型さけ・ます流し網漁業 (30トン未満) |

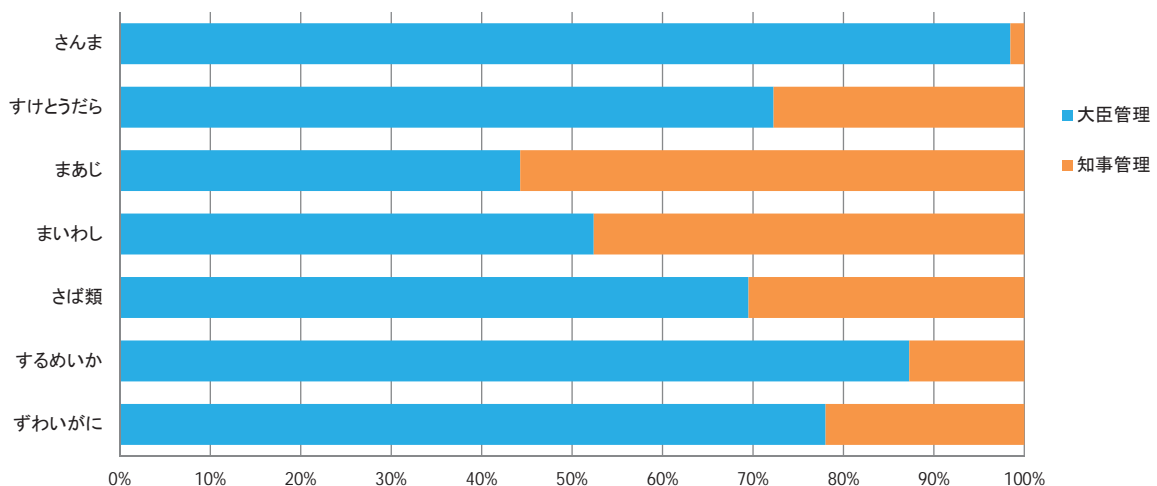
* 括弧内は、漁船トン数の規制

10

TAC魚種における大臣管理と知事管理の割合

- 大臣が管理する漁業(指定漁業等)は、知事が管理する漁業(法定知事許可漁業等)に比べ、TAC魚種や多獲性の魚種を中心に漁獲しており、漁獲量全体に占める割合は大きい。
- 知事が管理する漁業が一定割合を占めている魚種については、中型まき網漁業などによる漁獲が主体となっている。

TAC魚種の管理主体別漁獲構造(平成28年漁期:TAC報告ベース)



※ TAC報告をもとに水産庁が作成

11

漁業許可を受けた者の責務と漁獲報告の状況

- 漁業許可を受けた者に対し、関連する法令に基づき、漁獲に関する情報の報告を義務づけるとともに、取締りの効率化等の観点からVMSを全船に設置するよう指導。
- 漁業者からの漁獲に関する情報の報告は、紙媒体が主体となっており、報告内容の重複が大きい。

【漁獲に関する情報の報告】(大中型まき網の事例)

報告の種類	報告内容	報告期間	報告ルート	利用先
漁獲成績報告書	<ul style="list-style-type: none"> 許可番号・船名 操業日・漁区 魚種別採捕数量 陸揚げ日 など 	月毎(当該月の翌月10日まで)	漁業者 ↓ 郵送 農林水産大臣	資源評価 など
TAC報告	<ul style="list-style-type: none"> 報告者氏名・住所 許可番号・船名 魚種別採捕数量 陸揚げ日 など 	最初の8ヶ月 月毎(当該月の翌月10日まで) 残りの期間 旬毎(当該旬の次旬の末日まで) 漁獲が積み上がった時 陸揚げ日毎(当該陸揚げ日から3日以内)	漁業者 (魚市場に委託する場合あり) ↓ FAX送信 漁協 ↓ データ入力 農林水産大臣	採捕状況監視など
参考:ノルウェー	<ul style="list-style-type: none"> 漁獲 漁業活動 関連データ 	即時報告	漁業者 ↓ 電子媒体 政府	採捕情報監視、資源評価 など

【VMS(衛星船位測定送信機)の設置】

漁業調整の円滑化や取締りの効率化の観点から、次期一斉更新までに指定漁業の許可を受けた全ての船舶にVMSを設置することとし、農林水産大臣の備え付け命令によって担保しつつ、順次、個々の船舶への設置を進めている。

12

漁獲報告とVMS

- 許可を受けた漁業者には、操業後の一定期間内に漁獲成績報告書の提出を義務づけている。報告された操業情報は、資源評価の基礎資料として活用されるとともに、統計資料として取りまとめられる。
- リアルタイムで漁船の位置情報を確認することができるVMSは、指定漁業の許可を受けた全船に設置することとしており、航跡図を表示させることにより、操業状況等を随時確認することができる。

【北太平洋さんま漁業の漁獲成績報告書(部分)】

農林水産大臣 殿

識別コード	整理番号	県名	漁業種別	漁船登録番号	トン 数	馬力数	漁法	通常従業員数
1	2	4	5	6	7	8	9	13
			*	*				19
								20
								21
								22
								23
								24
								25
								26

出 港	出港月日	入 港	入港月日
38	40 41	44	45 47 48
* * *		* * *	* ~ *

操業年月日	操 業 位 置 (緯度、経度で記入すること)			表面水温(℃)	漁獲量 (トン)	魚 体 の 型 (全体で100%となるように記入)			
	緯 度 (N)	経 度 (E)	農 林 区			大(%)	中(%)	小(%)	ナキ
年 月 日	度 分	度 分	農 林 区	(℃)	(トン)	大(%)	中(%)	小(%)	ナキ
555657585960616263646566	586597071	7475	76778081	8485	8788	9091	9394	96	
1									
2									
3									

【大中型まき網漁船の航跡図(イメージ)】



➢ 操業状況の可視化は、漁業取締の効率化とともに、沿岸漁業と沖合漁業の調整の円滑化にも貢献している。

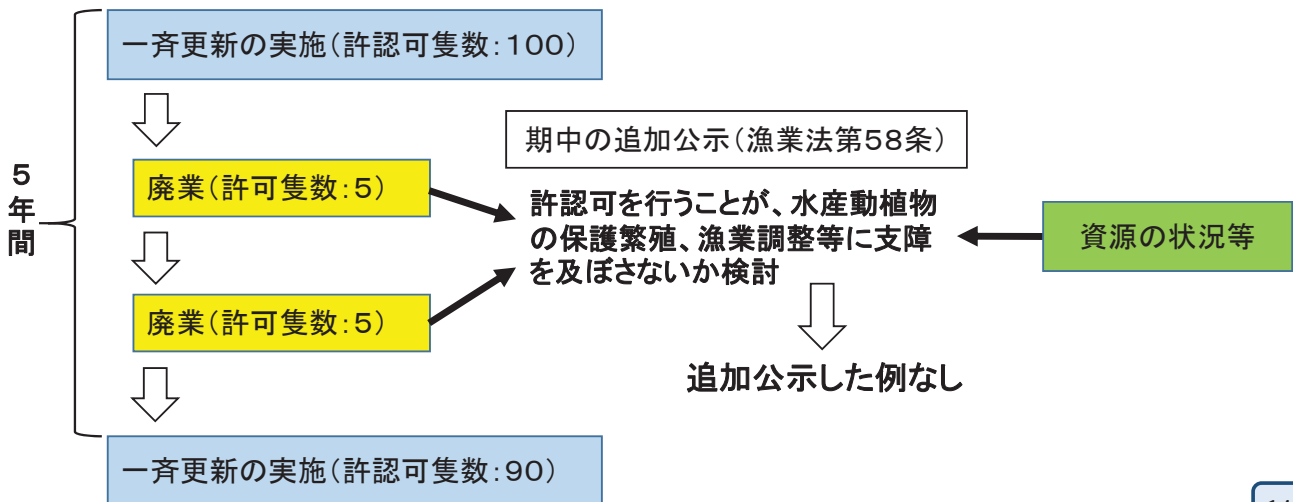
➢ 漁獲成績報告書には、操業位置、魚体の大きさ別の漁獲量、水温等の詳細情報の記載を求めている。

13

指定漁業の許可の更新

- 指定漁業の許可の有効期間は原則5年間とされ、5年ごとに許可の更新(いわゆる「指定漁業の一斉更新」)が行われている。
- 一斉更新の際は、資源状況等に鑑みて許認可隻数を定め公示し、申請に対して実績船を優先して許可している。実態としては、更新ごとに許認可隻数が減少している。
- 廃業があった場合や資源状況が好転した場合は追加公示する制度はあるが、これまでは多くの資源が横ばい又は減少傾向にあったこと等から、5年の許可期間中の追加公示を行ったことはない。(このため、許可期間の5年間に許認可隻数が増加したことはない。)

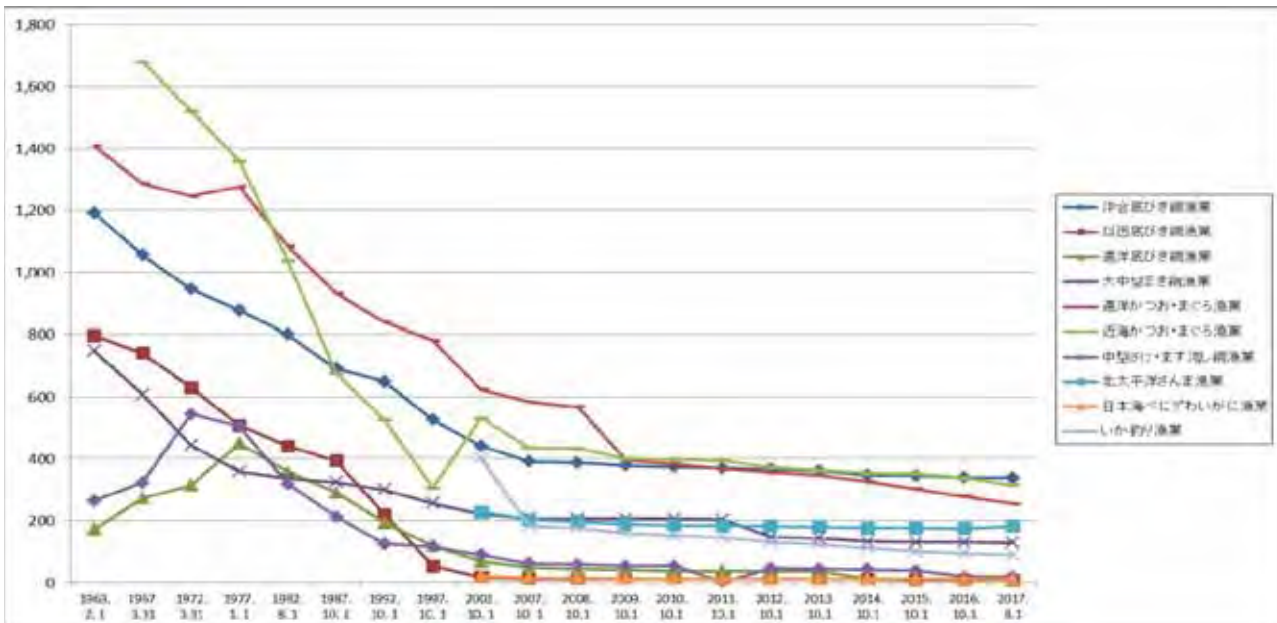
【一斉更新の運用イメージ】



14

指定漁業の許認可隻数の推移

- 許認可隻数は、沿岸国における200海里体制の導入や国際規制の強化に伴う減船により、1990年代までは急激に減少。
- 一方、2010年前後からは、大規模な減船は行われておらず、既存漁業者の自主的な廃業によるものであることから、横ばいの傾向で推移している。



注: 大型捕鯨業、小型捕鯨業、母船式捕鯨業は除く。

2002年における近海かつお・まぐろ漁業の許認可隻数の増加は、当該漁業のトン数の下限を20トンから10トンに引き下げたことによる。

15

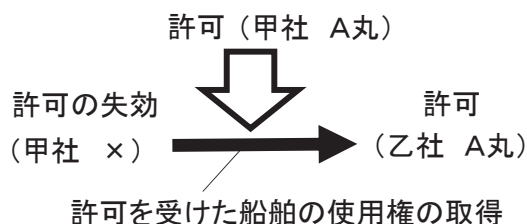
指定漁業の承継

- 廃業等で退出する漁業者の許可は、承継により移転できる(承継できなければ失効する)。
- 承継は、許可期間中であっても、従前の許可の内容と同一の申請内容であれば、新規参入希望者が許可船舶の使用権を取得することにより、参入が可能となる仕組み。
- 漁業外からの新規参入事例も増えているが、許可を受けた漁業者の廃業等の情報を知り得るのは、取引先の加工流通業者、金融機関等一部の者に限られる。

○許可期間中の承継許可

許可の有効期間中に、その許可を受けた船舶の使用権を取得した者が、従前の許可の内容と同一の内容で申請する場合に限り、承継許可が認められている。

許可船舶の使用権を別の者が取得して
する承継許可



○主な指定漁業における承継許可の実績

漁業種類	許認可隻数	承継件数
沖合底びき網漁業	366	61
大中型まき網漁業	147	25
遠洋かつお・まぐろ漁業	357	40
近海かつお・まぐろ漁業	372	52
北太平洋さんま漁業	182	38
いかつり漁業	131	12

* 算出期間は、平成24年一斉更新時からの5年間

* 許認可隻数は、平成24年一斉更新時の隻数

16

海技士不足の現状と海技士確保に向けた取組

- 船舶職員(海技士)は減少と高齢化が進行している。
- 水産基本計画に基づき、漁業者の計画的な海技士確保・養成の取組を支援しているところ。

海技士不足の現状

(船員法適用漁船における比較)

1. 隻数と日本人船員数

	H18	H27
隻数	4,408隻	3,905隻
(小型隻数)	(2,648隻)	(2,688隻)
日本人船員数	27,347人	19,075人

隻数減少割合よりも日本船員数減の割合が顕著

2. 船舶職員の年齢構成

	H18	H27
~29歳	561人	573人
30歳~39歳	1,469人	1,269人
40歳~49歳	2,712人	1,741人
50歳~59歳	4,467人	2,434人
60歳~	1,253人	2,004人
合計	10,462人	8,021人

全体的に船舶職員数は減っているが、
60歳以上の船舶職員数は増加

※海事局調べ

※ 船員法適用漁船とは、主に総トン数30トン以上の漁船を指す
(漁業の種類、操業区域によっては30トン未満の船舶も含む)。

海技士の確保に向けた取組

○漁船乗組員確保養成プロジェクト(事務局:大日本水産会)

- ・ 官労使が連携し、乗組員の確保・育成のための漁業者の自主的な取組として平成29年1月に発足。
- ・ 漁業者、関係団体、水産庁が水産高校へ出向き、生徒に対し漁業ガイダンスを実施。(29年度実績:16校、614名)。
- ・ 雇用した乗組員を海技士として養成するため、OJT研修を実施。(水産庁補助事業で支援)

○海技士養成コースの創設(水産庁)

- ・ 海上技術学校(国土交通省所管)で適用されている仕組みを参考に、水産高校卒業生が4級海技免状を従来よりも短時間で取得できる新たな仕組みを創設(平成30年度補助事業)
- ・ 平成31年度からのコース開設を目指す。

○海技士確保に向けた漁船の乗組みのあり方等に関する検討会(国土交通省)

- ・ 操業期間の長短や漁船員の業務実態等、漁業の特徴を踏まえ、海技資格制度の運用について検討し、平成30年に方向性を取りまとめ。
- ・ 今後、受験機会の拡大や免許取得方法の多様化、早期受験資格の取得等を図ることにより、漁業者が海技資格を取得しやすい環境を整備。

漁船に関する安全基準等

- 20トン以上の漁船については、5年に1回の定期検査及びその間の中間検査が義務付けられているところ。
- 漁業団体等からの要望を受けてエンジン解放検査の省略制度を導入するなど、船舶検査の弾力的な運用が行われてきた。
- 漁船に関する国際的な安全基準としては、長さ24m以上の漁船に適用されるケープタウン協定※1等が存在。ケープタウン協定を取り入れることに関して国土交通省、水産庁、業界と対応を検討中。

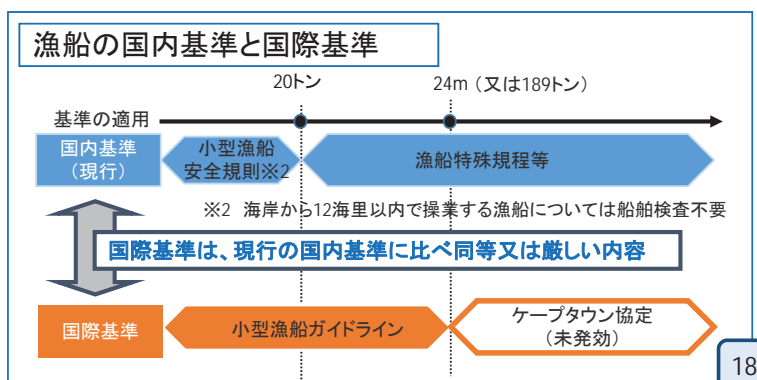
※1 「1993年のトレモリス議定書の実施に係る2012年のケープタウン協定」：平成24年10月に採択(未発効)

○ 漁船に関する船舶検査の弾力的な運用

- ・ 既存漁船にGMDSS(全世界的な海上・遭難安全システム)機器設置の代替措置を導入。(平成10年)
- ・ 100海里以内操業船について、中間検査時のエンジン解放検査を省略できる制度を導入。(平成20年)
- ・ また、上記制度について、100海里以内の限定をなくし、対象を全漁船へ拡大。(平成26年)
- ・ 製造後11年未満のエンジンの中間検査時の解放検査を省略できる制度を導入。(平成24年)

○ 漁船に関する国際的な安全基準の取り入れに向けた検討

- ・ 日本漁船は外国漁船と比較して細長船型であることから、ケープタウン協定では長さ24m以上を総トン数189トン以上(我が国の現存漁船の長さだと39m程度)と読み替えることが可能。
- ・ 現在、同協定の取り入れについて、業界と対応を検討中。



(参考) 水産基本計画 (平成29年4月)

- 平成29年4月に決定した水産基本計画においては、遠洋・沖合漁業に関し、規制緩和の在り方、数量管理の充実等について検討を進めること等が盛り込まれたところ。

(規制緩和)

- ・ 資源管理や漁業調整上の必要性から漁船のトン数制限等の様々な規制が存在し、効率的な操業の実現を妨げている側面がある。沖合漁業については、数量管理等の充実を通じて、既存の漁業秩序への影響も勘案しつつ、資源管理の方法も含め、規制緩和の在り方等について引き続き検討し、成案を得る。

(構造改革の推進と許可制度の検討)

- ・ 沖合漁業については、合理的・効率的な操業体制への移行等、漁船漁業の構造改革を引き続き推進するとともに、資源変動に対応した操業・水揚げ体制及び漁業許可制度を検討する。

(資源及び漁場の確保)

- ・ 世界各地に展開する我が国遠洋漁業の資源及び漁場を確保するため、国際機関における資源管理において引き続きリーダーシップを発揮し、公海域における資源の持続的利用の確保を図るとともに、海外漁業協力等の推進や入漁国の制度等を踏まえた多様な方式での入漁等を通じ海外漁場での安定的な操業の確保を推進する。

(IQ方式の活用)

- ・ IQ方式については、試験的な実施の成果も踏まえつつ、沖合漁業等の国際競争力の強化が喫緊の課題となっていることから、我が国漁業の操業実態や資源の特性に見合ったIQ方式の活用方法について、検討を行う。
- ・ 数量管理の充実に当たっては、水揚地において漁獲量を的確に把握する体制整備を検討する。

(参考) 水産政策の改革の方向性

・水産政策の改革については、水産基本計画を踏まえ、昨年12月に改定された「農林水産業・地域の活力創造プラン」において、「水産政策の改革の方向性」が位置付けられたところ。

水産政策の改革の方向性(平成29年12月)

漁業の成長産業化と漁業者の所得向上に向けた担い手の確保や投資の充実のための環境整備

- 遠洋・沖合漁業については、漁船の大型化等による生産性の向上を阻害せず、国際競争力の強化につながる漁業許可制度とする。
 - ・ 資源管理方法の変更と関連して、IQが割り当てられている漁船については、トン数制限等のインプット・コントロール等に関する規制を見直す。
 - ・ 漁業許可を受けた者には、資源管理の状況・生産データ等の報告を義務付ける。
 - ・ 漁業許可については、資源管理を適切に行い、かつ生産性の高い者の更新を前提としつつ、新規参入が進みやすい仕組みを検討する。

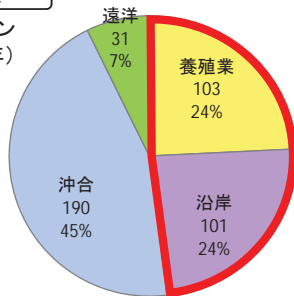
養殖・沿岸漁業の現状

日本の漁業における養殖・沿岸漁業の位置づけ

- 養殖・沿岸漁業は、遠洋・沖合漁業に比べて生産量が少ないが、単価が高いため生産額は多い。(生産量では漁業全体の48%、生産額では61%)。漁船数や経営体数では全体の9割、漁業従事者数も7割を占めている。

生産量

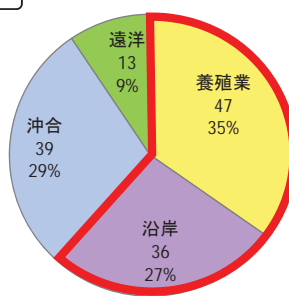
425万トン
(2016年)



資料: 農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

生産額

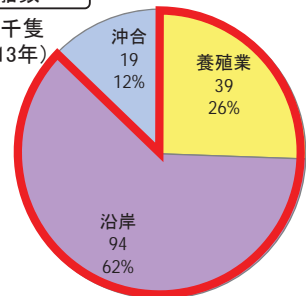
135百億円
(2013年)



資料: 農林水産省「漁業生産額」(総額)
注: 内訳の金額は、農林水産省「漁業センサス2013」の漁業種類別販売金額を基に推計

漁船数

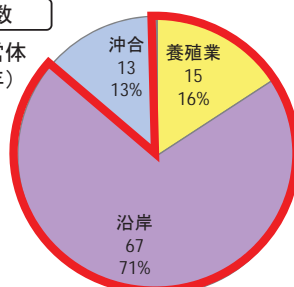
153千隻
(2013年)



資料: 農林水産省「漁業センサス2013」
注: 「遠洋」は288隻(0.2%)

経営体数

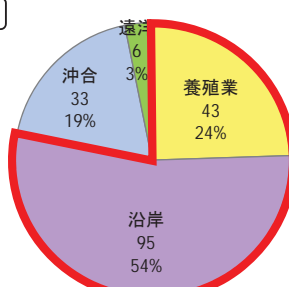
95千経営体
(2013年)



資料: 農林水産省「漁業センサス2013」
注: 「遠洋」は101経営体(0.1%)

漁業従事者数

178千人
(2013年)



資料: 農林水産省「漁業センサス2013」
注: 「漁業従事者数」は、2013年11月1日時点の海上作業従事者数

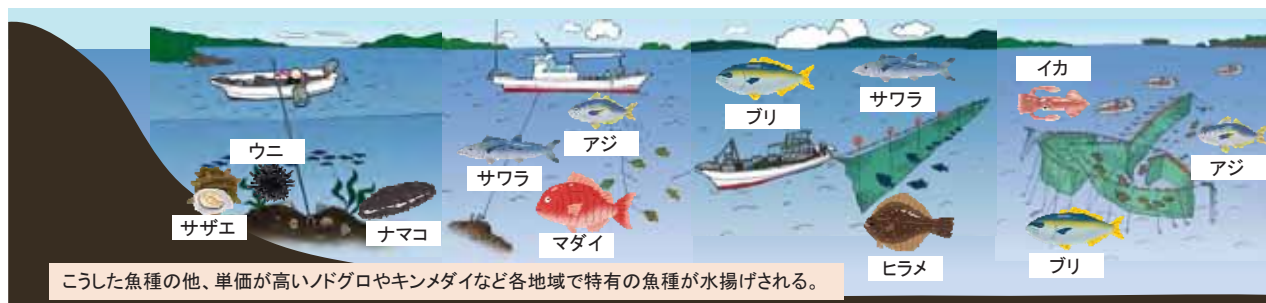
- 注1: 内水面漁業・養殖業を除く。
注2: 「遠洋漁業」には、遠洋底びき網、以西底びき網、大中型まき網(1そうまき遠洋かつお・まぐろを除く)、中小型まき網、さけ・ます流し網、かじき等流し網、さんま棒受網、まぐろはえ縄(近海、沿岸)、かつお一本釣り(近海、沿岸)、いか釣(近海、沿岸)、かつお一本釣り(遠洋)が含まれる。
注3: 「沖合漁業」には、沖合底びき網、小型底びき網、大中型まき網(1そうまき遠洋かつお・まぐろを除く)、中小型まき網、さけ・ます流し網、かじき等流し網、さんま棒受網、まぐろはえ縄(近海、沿岸)、かつお一本釣り(近海、沿岸)、いか釣(近海、沿岸)が含まれる。
注4: 「沿岸漁業」には、船びき網、その他の刺網、定置網、その他の網、その他のはえ縄、ひき縄釣、その他の釣、採貝・採藻、その他の漁業が含まれる。

沿岸漁業

沿岸漁業の魚種・操業状況

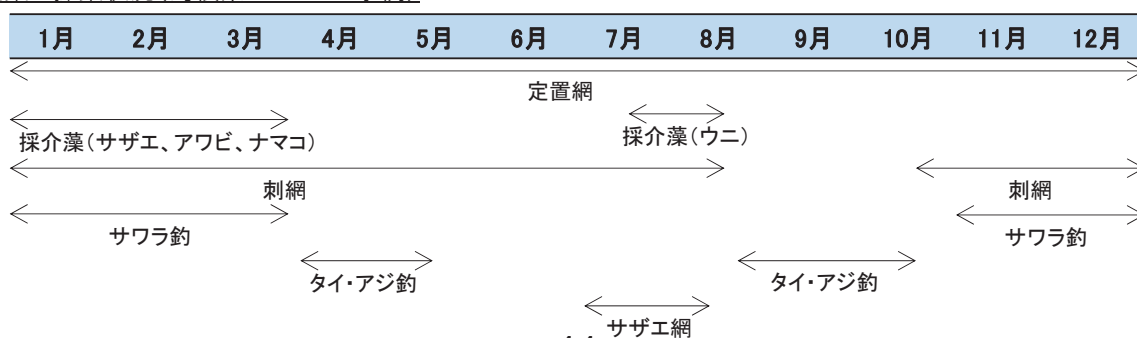
- 沿岸漁業では、多獲性魚種だけでなく、少量だが単価の高い魚種も含め、多種多様な魚種が水揚げ。
- ウニ、アワビ等の磯根資源についても、大きさや操業期間を制限するなどして持続的に利用。
- 沿岸漁業者は、複数の漁業種類を兼業し、対象魚種の来遊状況等に応じて操業を切り替えていることが一般的。

沿岸漁業の魚種



出典：一般社団法人 全国漁業就業者確保育成センター<<http://www.rvoushi.jp/>>を元に水産庁編集

沿岸漁業の操業状況(島根県のAさんの事例)



沿岸漁業の魚種・操業状況に対応した取組の事例

- 沿岸水域において様々な漁業種類により水揚げされた多種多様な水産物は、魚種の特長や水揚げの状況等を踏まえた品質維持・向上や出荷調整等の取組が行われることにより、各地の消費者に対して供給されるとともに、漁業者の所得向上にも寄与。

○ サバ建網、ひき縄、定置網等(高知県)

実施者：土佐清水市、高知県漁協(清水総括支所)
漁業者 等

概要：

- サバ建網で漁獲したサバを、一匹ずつ釣り上げ、生簞で2日間以上蓄養し胃内容物等を除去。血抜・神経締めした上で、飛行機輸送により当日中に首都圏に配送。出荷量は、5年間で1.5倍に増加。
- ひき縄で水揚げされるメジカ(ソウダガツオ)は、土曜日にも開市することにより、出荷量を増加。また、水揚げ量に応じて冷凍保管し、安定的に出荷。
- 大型定置網で漁獲したブリ等を、血抜・神経締めした上で、出荷。
- こうした取組により、H27の地域の平均漁業所得は、取組開始前(H23～H25の平均)に比べ約5割増加。
- このほか、本地域では、イセエビ建網漁業、イサキなどの一本釣り、シラス船びき網漁業等が営まれている。



釣上げの様子



神経締めの様子



首都圏に輸送されるサバ



冷凍保管庫

○ 刺網、いか釣り、定置網、採貝・採藻等(鳥取県)

実施者：鳥取県、琴浦町、大山町、米子市、漁業者
鳥取県漁協、赤碓町漁協、米子市漁協 等

概要：

- 刺網や釣りで漁獲したサワラ、キジハタ、ケンサキイカ等を、船上等で神経締めし、関西圏に出荷。潜水で漁獲したバイ貝やイワガキは、滅菌海水で蓄養した上で、安定的に出荷。
- 直売施設で朝市などを開催し、鮮度の高い水産物を消費者に直接提供。
- 未利用海藻(アカモク、クロモ等)や定置網で漁獲した様々な規格の水産物(ハマチ、カマス、マアジ等)等を使用した加工品を開発し、給食等に提供。
- こうした取組により、H27の地域の平均漁業所得は、取組開始前のH25に比べ増加。
- このほか、本地域では、トビウオまき網漁業、しいらつけ漁業、たこつぼ漁業等が営まれている。



神経締めした高鮮度のケンサキイカ



滅菌海水で蓄養した天然イワガキ



朝市の様子

4

沿岸漁業の管理体系

- 様々な漁業種類が営まれている沿岸水域においては、水面の総合的利用による漁業生産力の発展を図るため、漁業法等に基づき、知事が地域の実情に応じて漁業権や漁業許可により管理。

目的(第1条)

水面の総合的利用による漁業生産力の発展(漁業調整)

水産資源保護法目的(第1条)

水産資源の保護培養等により、漁業の発展に寄与

第10条

漁業権漁業

- 知事が事前に免許の内容等を定めて公示(第11条)
- 適格性、優先順位の審査をした上で、事前に決定した内容に基づき知事が免許(第10条)

【主な漁業】(括弧内は代表的な魚種等)

- 大型定置漁業(サバ、イワシ、ブリ、アジ、サワラ等)
- 養殖業(ノリ、ホタテガイ、カキ、ブリ、タイ等)
- 採貝・採藻(ウニ、アワビ、サザエ、ナマコ等)
- 刺網漁業(ヒラメ、カレイ、イセエビ等)等



第65条

知事許可漁業

- 漁業調整規則の定めるところにより知事が許可

【主な漁業】(括弧内は代表的な魚種等)

- 小型まき網漁業(アジ、サバ、イワシ等)
- 機船船びき網漁業(シラス、イカナゴ、サクラエビ、タイ等)
- 釣漁業(カツオ、イカ、タチウオ、サワラ、キンメダイ、ノドグロ等)
- たこつぼ漁業(タコ)等



第66条

法定知事許可漁業

- 大臣が設定する許可隻数等の枠内で知事が許可(第66条)

【主な漁業】(括弧内は代表的な魚種等)

- 小型機船底びき網漁業(ホタテガイ、ヒラメ、カレイ、イカ、タイ等)
- 瀬戸内海機船船びき網漁業(シラス、イカナゴ等)等



- ※ 大型定置網漁業、養殖業、法定知事許可漁業以外の漁業種類を、漁業権と漁業許可のどちらで管理するかは、地域の実情に応じて知事が判断。
- ※ 漁業権、漁業許可の対象となっていない漁業については、自由漁業。

5

漁業権の概要

- 「漁業権」とは、漁業法第10条に基づき、都道府県知事の免許を受けて、一定の水面において、排他的に、特定の漁業を営む権利。

漁「場」ではなく、漁「業」を排他的に営む権利であり、免許を受けた漁業を営むことを妨げるもの(漁業権侵害)に対する排除・予防が可能だが、漁業権侵害でない限り、同じ漁場内で他の活動を行うことは可能。

- 漁業権は、①共同漁業権(採貝採藻など)、②区画漁業権(真珠養殖や、特定区画漁業権に基づき営まれる藻類養殖や魚類小割式養殖など)及び③定置漁業権(大型定置など)の3種類に大別。

<漁業権の概要>

■ 共同漁業権(存続期間:10年)

- ・採貝採藻など、漁場を地元漁民が共同で利用して漁業を営む権利。



■ 区画漁業権(存続期間:5年又は10年)

- ・魚類養殖など、一定の区域において養殖業を営む権利。

■ 特定区画漁業権

- ・藻類養殖や小割り式養殖など5種類の養殖を営む権利。(必要な資本が少なく多数の漁業者が参入しやすい等の理由から、組合管理として地元漁協に優先的に免許)



■ 定置漁業権(存続期間:5年)

- ・大型定置(身網の設置水深が原則27m以上の定置)等を営む権利。
※ 小型定置は、共同漁業権に位置付け。



6

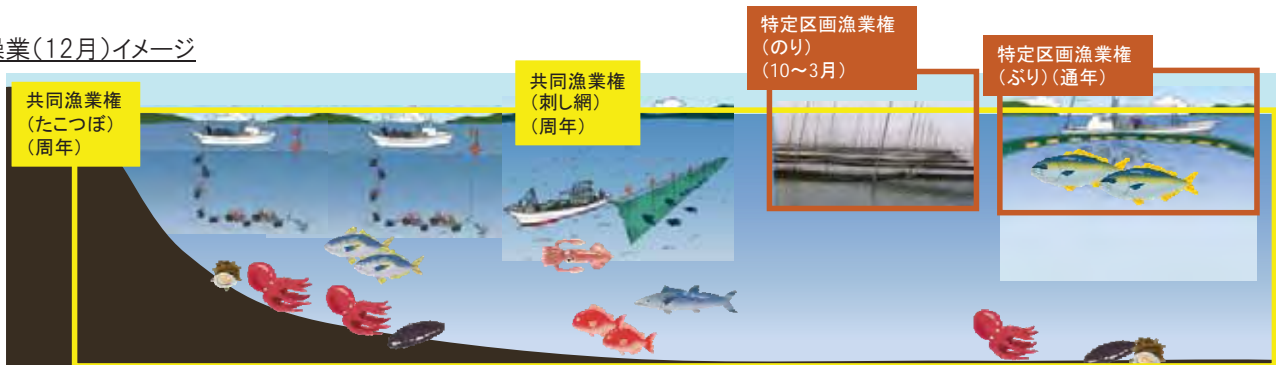
水面の立体的・重複的な利用のイメージ

- 漁場は重複的に利用されており、共同漁業権と定置漁業権、特定区画漁業権等のエリアは重なっている。また、季節によっても漁業権の状況は異なる。
- 水域を有効かつ効率的に活用するためには、計画的に漁業権を設定していく必要。

操業(6月)イメージ



操業(12月)イメージ

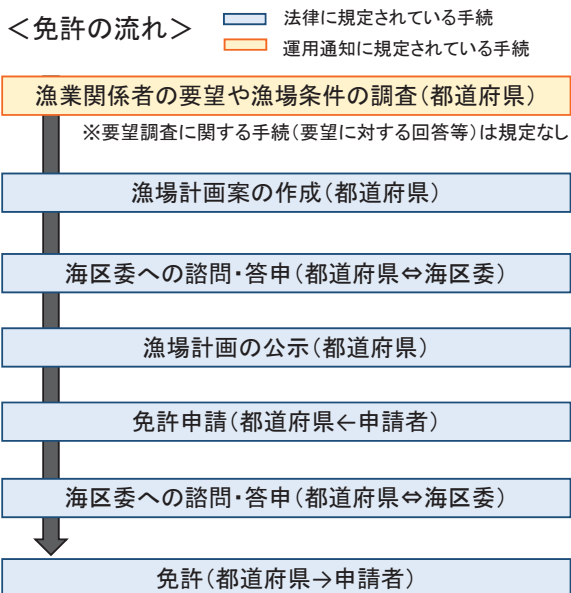


※共同漁業権区域内では、漁業権に基づく漁業の他、漁業許可に基づく漁業なども重複して営まれている。

出典:一般社団法人 全国漁業就業者確保育成センター<http://www.ryoushi.jp/>を元に水産庁で編集

漁業権免許の内容の事前決定

- 都道府県は、立体的・重複的に利用されている水面を最大限に活用し、漁業生産力を維持発展させるため、漁業権の免許に先立って、事前に免許の内容等(漁場の区割り、漁業種類、漁業時期、免許予定日、申請期間等)を定めた計画(いわゆる「漁場計画」)案を策定。
- 都道府県は、あらかじめ、その必要と考える範囲の関係者(地元漁業者など)から要望を聴いた上で、計画案を策定。その後、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、決定・公示。
- 漁場計画の策定プロセスは、法律のほか、運用通知に規定。



漁業法(昭和24年法律第267号)

(免許の内容等の事前決定)

第十一条 都道府県知事は、その管轄に属する水面につき、漁業上の総合利用を図り、漁業生産力を維持発展させるためには漁業権の内容たる漁業の免許をする必要があり、かつ、当該漁業の免許をしても漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認めるときは、当該漁業の免許について、海区漁業調整委員会の意見をきき、漁業種類、漁場の位置及び区域、漁業時期その他免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間並びに定置漁業及び区画漁業についてはその地元地区(自然的及び社会経済的条件により当該漁業の漁場が属すると認められる地区をいう。)、共同漁業についてはその関係地区を定めなければならない。

4 海区漁業調整委員会は、前三項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、利害関係人の意見をきかなければならない。

5 第一項又は第二項の規定により免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区若しくは関係地区を定め、又はこれを変更したときは、都道府県知事は、これを公示しなければならない。

8

漁業権免許の手続・性質

- 漁業権の存続期間は原則5年又は10年間。期間満了に伴って新たに漁場計画を公示し、免許。漁業権の免許を受けようとする者は、知事に対し漁場計画に基づき申請。知事は当該申請者の適格性・優先順位を審査し、免許。
- 優先順位は、漁業による利益を地域に広く行き渡らせるといった基本的考え方に基づき、全国一律的な制度として漁業権の種類ごとに法律に規定され、都道府県が申請者の組織形態や漁業経験等に応じて判断する仕組み。
- 漁業権は、優先順位等の審査を経て免許されるため、譲渡は制限。

<適格性>

例: 定置漁業権・区画漁業権

(免許についての適格性)

第14条 定置漁業又は区画漁業の免許について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

一 海区漁業調整委員会における投票の結果、総委員の三分の二以上によつて漁業若しくは労働に関する法令を遵守する精神を著しく欠き、又は漁村の民主化を阻害すると認められた者であること。

二 海区漁業調整委員会における投票の結果、総委員の三分の二以上によつて、どんな名目によるのであつても、前号の規定により適格性を有しない者によつて、実質上その申請に係る漁業の経営が支配されるおそれがあると認められた者であること。

<優先順位>

	定置漁業権	区画漁業権	特定区画漁業権	共同漁業権
第1順位	地元漁民世帯の7割以上を含む法人	既存の漁業者等(地元・経験優先)	地元漁協が管理(行使は組合員)	地元漁協が管理(行使は組合員)
第2順位	地元漁民の7人以上で構成される法人	その他の者(新規参加者等)	地元漁民世帯の7割以上を含む法人	
第3順位	既存の漁業者等(法人を含む)		地元漁民の7人以上で構成される法人	
第4順位	その他の者		既存の漁業者等(法人を含む)	
第5順位			その他の者	

※ 特定区画漁業権は、5種類の養殖業を法定。

9